

# 大阪弁護士会ニュース

## ～東日本大震災・避難者の方々へ～

2011年6月発行 第2号

バックナンバーあります！大阪弁護士会までご連絡ください！

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただく、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金 13時～17時）

面談による無料相談をご希望の方はご予約を（受付時間午前9時15分～午後8時）

0120-062-545

06-6364-1248

今後は市町村のお近くでの法律相談の機会も予定していますので、是非ご利用下さい。

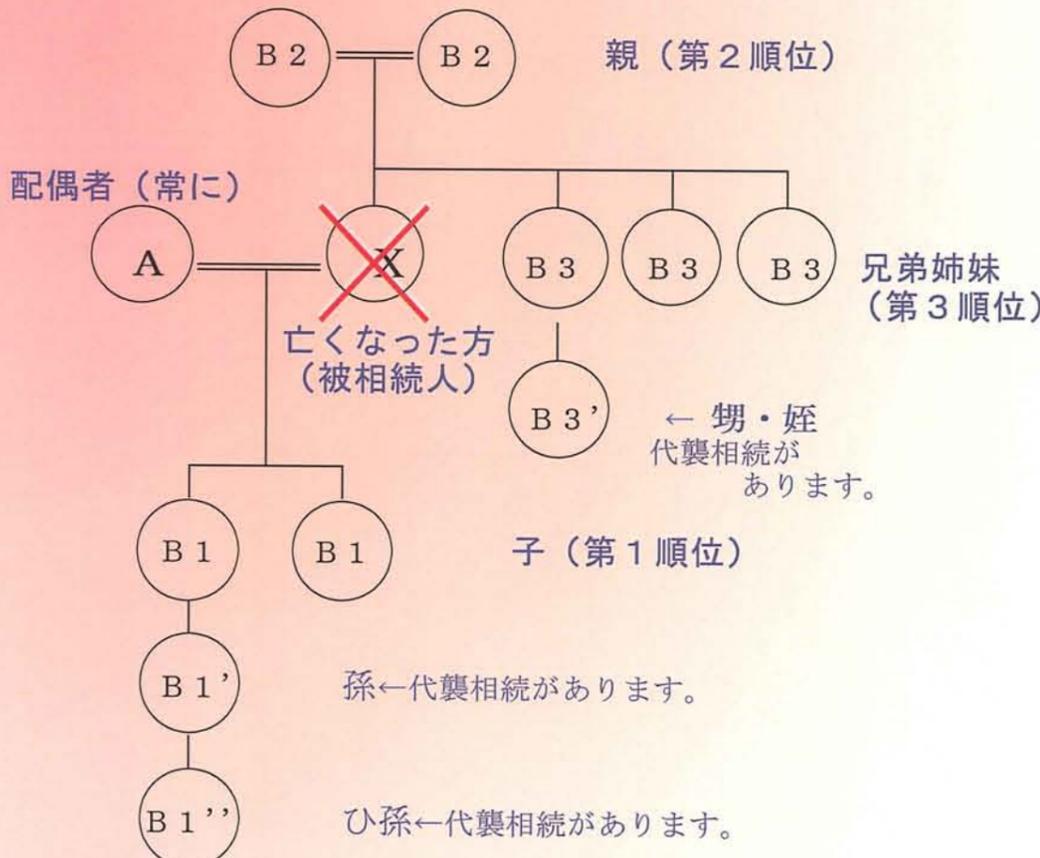
### 特集3 相続関係

携帯サイトへの  
アクセスはこちら >>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

#### Q1 誰が相続するの？



亡くなった方（Xさん）を「被相続人」、相続する方（AさんとB1～B3さん）を「相続人」と言います。

A Xさんに配偶者（夫・妻）がいれば必ず相続人になります（A）。

B\* ①Xさんに子どもがいれば子どもが（B1）、②子どもがいなければご両親が（B2）、③ご両親もいなければ兄弟姉妹（B3）が相続人になります。  
\*子ども同士、親同士、兄弟姉妹同士は同順位となります。

1 Xさんが亡くなる前に、①子ども（B1）が亡くなっている、子どもに子ども（Xさんの孫B1'）がいれば、孫（B1'さん）が子（B1）に代わって相続します（代襲相続 B1'）。

孫（B1'）の中で、Xさんより先に亡くなっている方がいて、その子（ひ孫B1''）やさらにその子・・・（B1'''・・・どこまでも繰り返り下がります）がいれば、ひ孫や・・・が相続します。

2 子ども、孫も、ひ孫も・・・いない場合に、ご両親が相続人になります（B2）。

\*ご両親はいないが、祖父母がいる場合には、祖父母が相続人になります。

3 子ども（孫も、ひ孫も・・・）、親もいない場合、兄弟姉妹が相続人になります（B3）。

兄弟姉妹（B3）の中で、Xさんより先に亡くなっている方がいて、その方（B3）に子がいれば、その子（Xさんの甥・姪）も代襲相続をします。

但し、兄弟姉妹の場合は、代襲するのは子（甥・姪）までです。甥姪の子は相続人にはなりません。

#### Q2 どんな割合で相続するの？

配偶者だけ	→	配偶者が全部
配偶者と子	→	配偶者が1/2・子どもが1/2 (子が2人なら、1/4ずつ)
配偶者と親	→	配偶者が2/3、親が1/3 (両親ともいれば、1/6ずつ)
配偶者と兄弟姉妹	→	配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4 (兄弟が3人いれば、1/12ずつ)

親戚が多くて、誰が相続人かはっきりしない。

→ 戸籍を多数取り寄せて、相続関係をきちんと調べる必要があるかもしれません。弁護士会に相談ください。

まだ行方不明の状態、死亡届を出していない。

→ 死亡認定や失踪宣告などの制度があり、また死亡届の簡易化も検討されています。

相続人が複数亡くなったが、亡くなった順番が分からない。

→ このような場合に関する特別の規定があります。ご自分で判断される前に、まず弁護士会にご相談ください。

甥が震災で亡くなった。甥には、私以外には親戚や家族はいない。

→ 叔父・叔母は相続人には該当しませんので、相続人がいない、ということになります。

孫が震災で亡くなった。孫は独身で子はいない。孫の両親（私の子夫婦）は以前に亡くなっているし、兄妹もいない。

→ あなたを含めた祖父母が相続人になります。

相続人が誰もいないが、遠い親戚ならいる場合、亡くなった人の財産はどうなるのか？

→ 相続とは別個の手続きで、親戚や故人と関係の深かった人が財産を引き継ぐことができる制度があります。詳しくは、弁護士会にご相談ください。

震災より前に亡くなった祖父母の相続手続きをしないまま、震災で父が亡くなってしまった。

→ 祖父母の相続手続きもする必要がある場合があります。詳しくは、弁護士会にご相談ください。

父が震災で亡くなった。母と妹は震災以前になくなっており、私と弟がいる。亡妹には、子ども（私の甥）が2人いる。

→ この場合、あなたと弟さんが1/3ずつ、甥御さんが1/6ずつ相続することになります。

### Q 3 借金が残っているけど、それも相続するの？

相続では、現金、預貯金や土地などの財産・権利も、借金などの負債・義務も、どちらも受け継ぐこととなります。

### Q 4 必ず、相続はしなければいけないの？

相続人は、相続について、次の三つから選ぶことができます。

- 1 単純承認 相続人が、被相続人の権利や義務をすべて受け継ぐ
- 2 相続放棄 相続人が、被相続人の権利も義務も一切受け継がない
- 3 限定承認 相続人が、相続によって得た財産・権利の限度で被相続人の負債・義務を受け継ぐ

### Q 5 いつまでに、三つから選べばいいの？

相続人は、自分のために相続の開始があったことを知ったとき（Q 8 参照）から、**3か月の熟慮期間内**に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。

### Q 6 3か月以内に何もしないとどうなるの？

3か月以内に、相続放棄も、限定承認もしない場合、原則として単純承認したものとされますが、3か月を過ぎてもあきらめずに弁護士会にご相談ください。

### Q 7 気をつけることがありますか？

財産の一部を使ったり、相続の対象となる負債を支払うと、単純承認をしたことになる可能性があります。放棄や承認を決める前に、相続財産を使用したり、債務を支払ったりしないように気をつけてください。例外がありますので、弁護士会にご相談ください。

### Q 8 「自分のために相続の開始があったことを知ったとき」とはいつのこと？

原則として、被相続人が死亡したことを知り、自分が相続人であることを知ったときです。しかし、財産や負債は何もないと思っていたのに、後に負債があることを知ったときは、**そのときに相続の開始があったことを知ったときとされる可能性**があります。弁護士会にご相談ください。

### Q 9 3か月以内に決められないときはどうしたらいいの？

今回の震災では、ご家族が亡くなったことは分かっても、財産のすべてを把握することができなかつたり、ある程度把握はできていても、相続するのか、放棄するのかを決められないということが十分に考えられます。

その場合、**3か月の熟慮期間を伸ばす**ことができます。

### Q 10 3か月の熟慮期間を伸ばすにはどうしたらいいの？

**相続が開始したことを知ったときから3か月以内に、裁判所に対して、熟慮期間の伸長の申立てをしなければなりません。**

### Q 11 期間伸長の申立てには、いくらかかるの？どんな書類が必要なの？

- ① 800円分の収入印紙と切手（配偶者、子どもは80円切手2枚、親、兄弟姉妹は80円切手6枚）がいります。
- ② 被相続人の住民票除票又は戸籍附票、除籍謄本、改正原戸籍謄本、申立てをする相続人の戸籍謄本が必要です。申し立てる方によって、ほかに書類が必要になる場合があります。
- ③ 申立書に、必要事項を記入します。必要な書類が集まらない場合、とりあえず③の申立書を提出して、後で②の書類を提出することもできます。弁護士会にご相談ください。

### Q 12 熟慮期間の延長、相続放棄、限定承認は、どこに申立てをすれば良いの？

被相続人（亡くなった方）が最後に住民票のあった住所地を管轄する家庭裁判所です（郵送も可）。

具体的には、お問い合わせいただければ、すぐお教えいたします。

- ① 借金があるので相続したくない。  
→ 「相続放棄」という方法があります（Q 4）。
- ② 借金があるかどうか分からない。  
→ 相続するかどうか、を決めるための熟慮期間があります（Q 5）。
- ③ 財産だけ相続して、借金は相続しないという方法はないか？  
→ 残念ながら、それはできません。

3月11日から3か月だと、6月11日ってこと？  
→ 正確には「震災から3か月」でなく、「相続の開始を知ったとき」から3か月です。

相続放棄すると決めましたが、どうすれば良いの？  
→ 家庭裁判所に申立てをします（Q 12）。

避難のために、亡父の預金を使ってしまった。  
→ 諦めずに、弁護士会にご相談ください。

津波のためいつ亡くなったのか、正確には分からない。  
→ 今回の震災の特殊な事情です。政府や裁判所による、政策的又は個別の判断が必要になりますので、弁護士会にご相談ください。

まだ間に合う？  
→ 間に合わないと思っても、何らかの方法があるはず。弁護士会に、すぐご相談ください。

伸長の申立てをしたら、どのくらい伸びるの？  
→ 裁判所の判断ですが、通常3か月～6か月です。

被災地の市区役所も混乱していて、戸籍等の取り寄せが間に合わない！  
→ 戸籍等の取り寄せが間に合わなくても、後から追加で提出することが可能です。

収入印紙はどこで買うの？  
→ 郵便局の他、コンビニ等でも買うことができます。

申立書はどこで入手するの？  
→ 裁判所のホームページ・裁判所などでも入手できますが、弁護士会にもご相談ください。

被災地の裁判所でもらうの？  
→ 申立書は、全国共通です。避難先近くの裁判所でもらったものを使うこともできます。

申立書の書き方・送り先が分からない。  
→ 弁護士会にお問い合わせください。

**すでに、3か月過ぎてしまった！！  
3か月以内に、手続きをすることができない！！**

- ★ 東日本大震災の被害の甚大さを考慮して、一律に熟慮期間を延ばすための法整備が検討されています。諦めずに、弁護士会にご相談ください。

**次号予告！！**  
次号（第3号）は、各市町村に関する情報を掲載する予定です。  
ご期待ください！